

第62号議案

蒲郡市介護保険条例の一部改正について

蒲郡市介護保険条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成27年9月3日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市介護保険条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地域支援事業の実施時期を改めるため提案する。

蒲郡市介護保険条例の一部を改正する条例

蒲郡市介護保険条例（平成12年蒲郡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

附則第7条第2項を削り、同条第3項中「平成30年3月31日」を「平成27年9月30日」に、「平成30年4月1日」を「平成27年10月1日」に改め、同項を同条第2項とし、第4項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第7条第2項を削る改正規定、附則第7条第3項を同条第2項とする改正規定及び附則第7条第4項を削る改正規定は、平成27年4月1日から適用する。